全建事発第 089 号 令和 2 年 9 月 10 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

> 一般社団法人 全国建設業協会 専務理事 山 崎 篤 男 〔 公 印 省 略 〕

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する 法律の施行の準備について(技術的助言)

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて今般、国土交通省住宅局より本会に対し、「建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律の一部を改正する法律」の施行の準備について、技術的助言と しての通知がありました。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」ならびに、これに関連する政令・省令が令和3年4月1日から施行されることに伴い通知されたものです。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に周知賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・(建築士関係団体宛)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の コス・ルエナス はまの 物質 ス・ルス・(はなりゅう)
 - 一部を改正する法律の施行の準備について(技術的助言)

以上

担当:事業部 山長

TEL:03-3551-9396 FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp